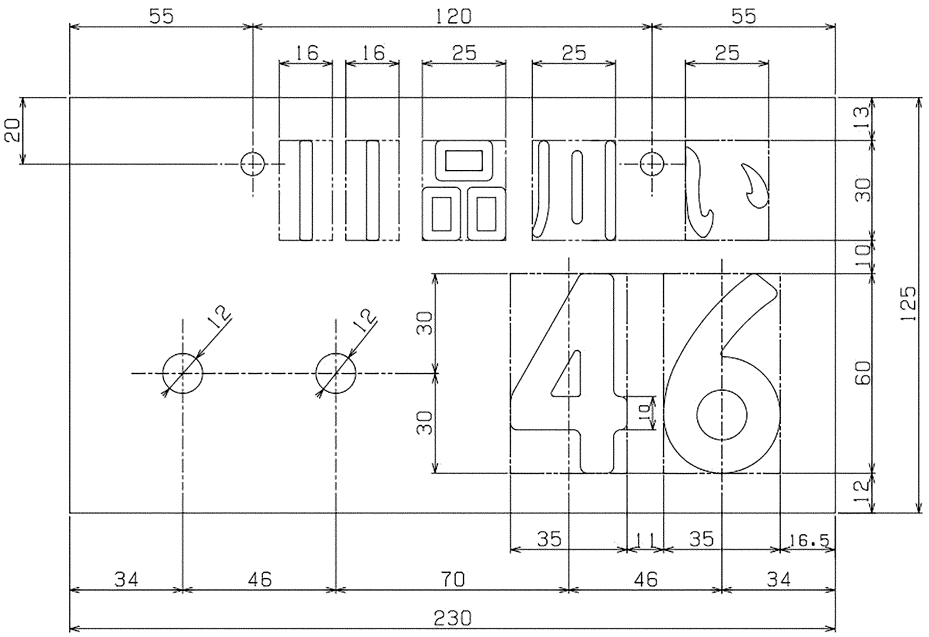
（その三）　（略）

（その四）




備考

⑴　車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四桁であるときは図（その一）又は図（その二）、数字が三桁以下であるときは図（その三）又は図（その四）の例によること。

⑵　（略）

⑶　車両番号標の塗色は、自動車運送事業の用に供する自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とすること。

⑷　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは、当該文字が三文字の場合（⑸に規定する場合を除く。）は分類番号が一桁であるときは22ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとし、当該文字が四文字の場合は分類番号が一桁であるときは17ミリメートル、分類番号が二桁であるときは14.5ミリメートルとすること。

⑸　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（第二文字目がケであるときに限る。）は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは分類番号が一桁であるときは19ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは分類番号が一桁であるときは22ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとすること。

⑹　（略）

（その二）　（略）

（新設）

備考

⑴　車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四桁であるときは図（その一）、数字が三桁以下であるときは図（その二）の例によること。

⑵　（略）

⑶　車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とすること。

⑷　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が、三文字の場合（⑸に規定する場合を除く。）は当該文字の横の長さは22ミリメートル、四文字の場合は17ミリメートルとすること。

⑸　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（第二文字目がケであるときに限る。）は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは19ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは22ミリメートルとすること。

⑹　（略）